

事務連絡
2018年4月

製造販売後調査等依頼者様

横浜市立市民病院
病院長 石原 淳

製造販売後調査等の受託研究経費算定方法の変更に関するお知らせ（通知）

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび2018年度より本院の製造販売後調査等の受託研究費用算定方法が変更になりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1 費用について

横浜市立市民病院で受託する製造販売後調査については、これまでは依頼者が提示する調査単価（使用成績調査、特定使用成績調査、副作用・感染症報告）を基本として受託契約単価とさせていただきますが、今後は**当院の基本単価を定めるとともに、その単価に別途管理経費・間接経費を加えた額を算出し契約額**といたします。

2 調査委託料は、原則として調査票1冊当たり以下のとおりとします。

ただし、依頼者が以下の金額を超える金額を提示する場合はその金額といたします。

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 使用成績調査 | 20,000 円（税別） |
| (2) 特定使用成績調査 | 30,000 円（税別） |
| (3) 副作用・感染症報告 | 10,000 円（税別） |

3 管理経費等の加算について

受託する調査毎に別途事務費用を加算し、原則終了時に請求いたします。

(1) 管理経費

当該調査に必要な消耗品費、印刷費、通信費等として、2を基に算出した調査票1冊あたりの額に10%を乗じた管理経費

(2) 間接経費

委員会運営管理費、施設使用管理費等として調査委託料と管理経費を合算した金額の30%を間接経費として付加いたします。

【例示】 使用成績調査 20,000円（単価）、実施調査数（冊数）10症例（20冊）の場合
 $20,000円 \times 20冊 \times 1.1$ （10%を加算） $\times 1.3$ （30%を加算） $= 572,000円$
 $572,000円 \times 消費税1.08 = 617,760円$

4 変更時期

2018年4月1日以降に依頼を受ける調査から適用

担当 横浜市立市民病院 臨床研究部
電話 045-331-1961（病院代表）

事務連絡
2018年4月

製造販売後調査等依頼者様

横浜市立市民病院
病院長 石原 淳

製造販売後調査等の受託研究経費算定方法に関するお知らせ

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本院の製造販売後調査等の受託研究費用算定方法について、下記のとおりお知らせいたします。

1 費用について

横浜市立市民病院で受託する製造販売後調査については、これまでは依頼者が提示する調査単価（使用成績調査、特定使用成績調査、副作用・感染症報告）を基本として受託契約単価とさせていただきますが、今後は**当院の基本単価を定めるとともに、その単価に別途管理経費・間接経費を加えた額を算出し契約額**といたします。

2 調査委託料は、原則として調査票1冊当たり以下のとおりとします。

ただし、依頼者が以下の金額を超える金額を提示する場合はその金額といたします。

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 使用成績調査 | 20,000 円（税別） |
| (2) 特定使用成績調査 | 30,000 円（税別） |
| (3) 副作用・感染症報告 | 10,000 円（税別） |

3 管理経費等の加算について

受託する調査毎に別途事務費用を加算し、原則終了時に請求いたします。

(1) 管理経費

当該調査に必要な消耗品費、印刷費、通信費等として、2を基に算出した調査票1冊あたりの額に10%を乗じた管理経費

(2) 間接経費

委員会運営管理費、施設使用管理費等として調査委託料と管理経費を合算した金額の30%を間接経費として付加いたします。

【例示】 使用成績調査 20,000円（単価）、実施調査数（冊数）10症例（20冊）の場合
 $20,000円 \times 20冊 \times 1.1$ （10%を加算） $\times 1.3$ （30%を加算） $= 572,000円$
 $572,000円 \times 消費税1.08 = 617,760円$

担当 横浜市立市民病院 臨床研究部
電話 045-331-1961（病院代表）